

上場制度上の「虚偽記載」の定義の見直しに伴う
株券上場審査基準等の一部改正について

平成17年3月30日

株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

本年4月1日に施行される証券取引法の改正により課徴金制度が導入され、重要な事項に虚偽の記載がある有価証券届出書等を用いて募集・売出しを行った場合には、内閣総理大臣等による課徴金納付命令の対象とされることを踏まえ、新規上場申請者又は上場有価証券の発行者が課徴金納付命令を受けた場合を上場制度上の「虚偽記載」の定義に追加するなど、株券上場審査基準等の一部改正を行う。

2. 改正概要

証券取引法の改正（課徴金制度の導入）に伴う改正

有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類又は目論見書について内閣総理大臣等から課徴金納付命令（証券取引法第172条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に係る命令）を受けた場合には、上場制度上の「虚偽記載」に該当するものとする。

（備考）

・株券上場審査基準第4条第1項第8号a、同取扱い2(8)a

3. 施行日

平成17年4月1日から施行する。

以上